

手続説明書

(下水)

排水設備指定工事店の指定

1 指定の申請

提出書類	
☐	排水設備指定工事店指定申請書（様式第1） ※機械器具調書（別表1・写真添付）及び排水設備工事責任技術者名簿（別表2）を含む。
☐	誓約書（様式第2） ※下記の【参考資料】により誓約する事項を確認すること。
法人のみ ☐	定款の写し（原本証明をしたものに限る。）
法人のみ ☐	登記事項証明書
個人のみ ☐	住民票の写し、在留カード又は特別永住者証明書の写し
☐	愛知県排水設備工事責任技術者証の写し
☐	事業所の平面図及び写真並びに付近見取図（参考様式）

2 提出書類の作成上の注意

- ・用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ・各種証明書は、その発行の日から3か月以内のものに限るものとし、発行された原本（コピー不可）を提出してください。

3 指定の手続

- ・排水設備工事指定工事店の指定の事務に係る手数料（10,000円）は、審査の結果の通知後に納付していただきます。その納付を引き換えに、指定工事店証その他の交付書類を交付します。

【参考資料】 様式第2で誓約する事項は、第4条第4号に掲げる事項です。

■津島市排水設備指定工事店規程第4条（指定の基準）

第4条 市長は、条例第30条第1項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条第2項の規定により排水設備指定工事店の指定をするものとする。

- (1) 事業所ごとに、排水設備工事責任技術者を選任する者であること。ただし、愛知県、岐阜県、又は三重県の区域内における他の事業所について兼任することを妨げない。
- (2) 排水設備工事を行うための機械器具を有する者であること。
- (3) 愛知県、岐阜県又は三重県の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 条例第31条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの